

平成18年11月

## 民生文教委員会会議録

平成18年12月1日（金曜日）

午前10時00分から

午前11時56分まで

市役所 第1会議室

### 出席委員（6名）

委員長 本 多 克 郎 君      副委員長 福 富 勉 君  
住 野 龍之介 君                      東 海 孝 年 君  
山 田 拓 郎 君                      堀 江 正 栄 君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（1名）

前 田 幸 雄 君

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次 長 補 佐 後 藤 裕 君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

民生部長	小 川 正 美 君	学校教育部長	長谷川 隆 司 君
生涯学習部長	鈴 木 勝 彦 君	市民課長	兼 松 幸 男 君
福祉課長	加 納 久 司 君	こども未来課長	安 藤 迪 子 君
こども未来課主幹	小 林 重 夫 君	こども未来課主幹	瀧 川 由 紀 子 君
長寿社会課長	伊 藤 直 之 君	長寿社会課主幹	高 木 俊 彦 君
健康推進課長	鈴 木 正 文 君	庶務課長	小 島 豊 光 君
指導課長	滝 誠 君	生涯学習課長	落 合 律 子 君
市民体育課長	兼 松 潔 君	図書館長	紀 藤 律 子 君

\*\*\*\*\*

### 付託議案

第 88号議案 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第 93号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について

第 95号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費（3項戸籍住民基本台帳費）

+

3 款 民生費

4 款 衛生費（1 項保健衛生費）

9 款 教育費

第 96号議案 平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

第101号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

諮問第 2 号 人権擁護委員の推せんについて

諮問第 3 号 人権擁護委員の推せんについて

+

+

+

午前10時00分 開議

本多委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。通告による欠席は、前田委員が欠席をいたしております。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第88号議案 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、第93号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について、第95号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2 款総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費）、9款教育費、第96号議案 平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第101号議案 平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）、諮問第2号 人権擁護委員の推せんについて、諮問第3号 人権擁護委員の推せんについてであります。

お諮りいたします。

付託議案審査の方法につきましては、諮問第2号及び諮問第3号につきましては、一括議題とし、そして、その他議案は、1議案ごとに当局の説明を受け、その都度質疑を行いたいと思います。全議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第88号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（第88号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第88号議案に対する質疑を終わります。

次に、第93号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長（第93号議案説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 本会議でも質疑はありましたけども、再確認の意味も含めて、ダブるかと思いますが、お願いしたいと思います。

結論から端的に言っても、これは介護保険制度以上に悪法だということなんですが、とに

かく75歳以上の高齢者については、独自の保険制度を持ってやっていこうということですが、最大の問題、高齢者医療制度そのものの問題ということであれば、給付がふえれば保険料にはね返るわけですから、高齢者の給付の実態、当然高齢になればなるほど、一人当たりの医療費負担はふえていってると思うんで、それを切り離して、そこから保険料を取ろうということですから、ひどい話だと思うんですけども、その、まず医療広域連合の規約の第4条に、医療給付に関する事務というのがありますので、お聞きするわけですが、高齢者の給付費の実態が、想像するに、高齢になるほど、一人当たりの医療費負担はたくさんになっているだろうというふうに思うわけですが、その点、どうなのかお尋ねします。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 高齢者の医療費給付負担と申しますと、実質、制度上では、老健制度に従属しまして、各国民健康保険、被用者保険等から拠出されて、あと50%については、国、県支出の公費という形で賄われております。

それで、今お尋ねの県下の高齢者の医療費の状況ということでございますけれども、済みません、資料ちょっと……。

本多委員長 暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

再 開

午前10時13分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

兼松市民課長。

兼松市民課長 現在の老人医療の中の、一人当たりの医療費につきましては、平成15年度から申し上げますと、大体医療給付費が年間72万1,520円、それで平成17年度につきましては、76万588円という形で、伸びてきておるということでございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 高齢になるほど医療費の給付はふえるだろうということでの質疑と、それからこの制度そのものが、要するに高齢者医療が医療給付がふえれば、即保険料にはね返るという制度かどうかということですね、その2点、再度質疑します。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 高齢者になるほど医療費については、高くなっておるといのが現実でございます。それからあと、新しい後期高齢者医療の制度の中では、当然医療費がかさめば、制度上、その保険料も見直しというのは、現実、必要でございますから、そのとおりだと思います。

本多委員長 東海委員。

東海委員 要するに、私の指摘してるとおりで、これは75歳以上と、それから65歳以上についても、寝たきりのお年寄り、高齢者については対象となるということですから、まさしく

ひどい庶民には負担してもらおうという制度なわけで、この制度そのものが悪法と言うしかないというふうに私は思うわけですが、次に保険料についてお尋ねします。

これも本会議の質疑がありましたのであれですが、本人負担は、試算で、全国平均が応益応能で、聞いたかと思うんですが3,100円ですので、合わせて6,200円、月額6,200円ということですね。年金が79万円の人で月額900円、年額1万円程度ですね。こういう人たちが介護保険は、全国平均で今どのぐらいなのか。年金79万円の人で、介護保険料は年額幾らぐらいなのか、要するに介護保険料に、また新たにこの高齢者医療保険が加算されるわけですから、ほとんど倍、介護保険料と同じぐらいかなというふうに思うわけですが、それと、それから本人が無年金であったり、あるいは収入がなかったり、収入がゼロの人でも、世帯の割合に応じて介護保険と同じでね、この高齢者医療保険についても保険料が算定されるんだと思うんですが、例えば本人の年金が79万円であっても、世帯の人が結構所得が多ければ、この負担保険料はどうなるのか。全国平均の6,200円と比べてどうなのか。そういった保険料の問題なわけですが、現状、保険料がどういふふうになっていくのか、もう少し詳しく教えてください。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 まず、先ほどお尋ねの介護保険にかかる年間の、年金を79万円受給している方の介護保険料ですが、介護保険の全体の平均ですが、年間4万9,000円です。それで、今お尋ねの後期高齢者につきましては、先ほど言われましたように、応能応益、5割・5割という形ですから、2割、5割、7割の軽減率がございまして、今この年金79万円の方ですと6割軽減というものが一応この中に求められますものから、今、後期高齢者につきましては1万800円の年額支払いということになっております。

それで、あと、例えば、厚生年金の平均的な方で208万円ぐらいをもらっておみえになる方ですと、今の後期高齢者につきましては、年額7万4,400円という数字が出ております。そんなふうで、当然、各資産に着目した形で軽減も設けられた形、所得に応じた形で料金が設定されておりますものから、そのあたりは、所得に応じた形での料の設定ということでございます。

それから、先ほど申しましたように、保険料の軽減措置という形で、世帯の所得水準に応じまして、応益を軽減していくという規定がございまして、これに基づいて負担は若干弱まってくるということと、あわせて、被用者保険の被扶養者の軽減といたしまして、今まで国保とか社保に入って、その被扶養者から外れまして、新たに後期高齢者の方に入られますと、そのあたり、応益の2年間、5割軽減という軽減が実施されるということから、そのあたりも新しい制度の一つの特徴じゃないかなと思っております。

それともう1点、減免というの、今、各連合体ではそれなりに検討しているところがございますけれども、そこの中に、前年所得より所得が減少しているものとか、それから障害者、身体障害者を持つ方とか、長期療養とか、そのような形で、いろいろその減免の中身もそのような状況の方に対して検討してあるというところがございます。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 無年金、収入がない人の保険料は大体どのぐらいになるのか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 一応、無年金の方ですと、当然、所得がゼロでございますもんですから、一応、最低、今の33万円以下という状況になりますから、今の状況でいくと、7割軽減の部類に入ると思うんですね。ですから、大体均等割が3万1,000円の7割が減じられます、3割分が乗っかると、900円ですね、そういうふうになります。

本多委員長 東海委員。

東海委員 それは世帯に。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 世帯じゃなく、一人一人が一応、料としてお支払い願うという制度でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 世帯は関係ないですね。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 はい。

本多委員長 東海委員。

東海委員 一人一人ということですので、収入がなくても月900円取られるという制度になるわけですね。わかりました。

+ 具体的に今回の連合設置についての組織的なことについてちょっとお聞きしますけども、一つは、3ページの議会の組織ということで、定数34名、現在の愛知県下の自治体が63自治体で34名の定数というのは、当然各自治体から1人というわけにはいかないわけですが、とにかく私は、県全体の各市町村で構成するにしても、最低各自治体から1人は構成メンバーにするべきだろうというふうに思うわけですが、その経緯については本会議でも質疑がありましたので、省きますけど、これは国がつくった法律ですから、全国、強制的にそうつくらざるを得ないわけですが、そもそも今までの広域連合というと、各市町の状況に合わせて、ごみならごみで、これだけの自治体でやっていこうとか、自主的に広域連合というのは決めてきているものが通例であったわけですが、今回のこの制度については、国が一方的に、強制的に広域を押しつけていく、自治は無視されて進められているわけですが、ですから、今までの広域連合でいうと、各自治体の意思に基づいて、入会も脱退も自治体の意思に基づいてできたわけですが、今回の広域連合についてはそういった状況には全くないわけですね。要するに、地方自治の建前に僕は反していく制度だというふうに思うわけですが、とりあえず、議員の定数のことで言うと、全国の状況はどんなふうになっているのか、まだ今の12月議会で検討されてるところだと思いますので、案の段階だったりすると思いますけれども、つかんでいる状況があればお示しいただきたいと思います。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 それでは、全国で、案という段階でございますけれども、まず、北海道が市町村数が108ございまして、議員定数が40、東京都が62市町でございまして、議員数が31、

神奈川県が35市町村の20です。京都府が28の32、大阪府が43の15、それから岐阜県が42の49、それから静岡が42の20というような状況でございます。資料ございますので、また後からお配りします。

本多委員長 ちょっと、資料配っていただけますか。

東海委員。

東海委員 各県で構成されるだろうということで、各県の自治体数に対して議員数がどうなっているかということでお尋ねしたわけですが、今、答弁いただいた中でも、自治体数より多い議員数で構成するところも岐阜県の42の49とか、そういった市町村数に対して議員数が上回るところもあるわけです。当然、1単位の市町村から最低1人は選出して構成するというのが各自治体の声が、少なくとも反映される制度としてつくるには必要じゃないかというふうに思いますけれども、その点のお考えはどうか伺います。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 各都道府県の中でも、いろいろと選出数につきましては、ごらんのようにまちまちでございますけれども、愛知県にいたしましても、これはあくまで検討中ですが、愛知県といたしましても、実質、きのう申しましたように、準備委員会を設け、その中で実質、定数が63の中で、やはり市町村議会の定数よりも二、三倍高くなるということで、適切な定数はどれぐらいかという意見を示した上で、34名という定数を示したものでございまして、このあたりはご理解していただきたいと思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ちょっと、今拾っておるんですが、これ今、状況として、わかってるだけの範囲ですけども、市町村数に対して議員数が同数程度か、あるいはそれを上回る県の方がどうも多いですね。下回るところの方が少ない状況がありますので、そういった状況も踏まえて、これはやはり各自治体の最低1人というのは、構成にすべきだと、ですから定数はそういった数字にすべきだろうというふうに思います。

あと、そういった人口比だとか、いろいろな状況に応じて議員定数を考えるべきだろうというふうに思います。

それから、次の議員の選挙の方法なんですが、この規約による選挙の方法だと、本会議での質疑では、要するに持ち回りみたいなことで考えているということがありましたけど、この規約による議員の選挙の方法について、具体的にどういうふうになるのか、この方法だと、ちょっともう少し説明、ここからは持ち回りというふうな話にはなっていないような気がするんですけども。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 選挙の方法をご説明申し上げます。

8条の4項、選挙の方法としましては、間接選挙とし、その選挙区において選挙区内の議員を選出するというところでございます。

それで、4項をご説明申し上げますと、みずから所属する市町村議会の議員定数の3分の1以上の推せんを受けた者を候補者とし、選挙区内の各市町村議会において選挙を行い、それぞれの選挙における得票数を累積したのものにより当選者を決定するということです。なお、

立候補者数が定数を上回った場合については、選挙区内の全構成市町村の議会での選挙が必要になるということです。

また、各選挙区において立候補者数が定数以内だった場合については無投票とするということで、これは別途規則で定める予定でございます。

その辺は4項の規定で、5項については、名古屋市の選挙区について規定したものでございます。

それで、今お尋ねの、輪番制ということでございますけども、建前としまして、この規約上のことでございますけども、やはりこの規約にのっとりまして、議員数が多い市ですと、それなりに議員がたくさん選出されるということがございますから、やはり議会運営上、それでは公平さを欠くという観点から、各設定区域内につきましては、それなりに輪番制を設けたらどうかということで、一応、きのうご説明しましたように、各連合区域内での定数について輪番制という方向が出てきたということで、申し合わせ事項を今検討しておるという状況でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 要するに、この議員の選挙の方法でいくと、大きな議会がいつも要するに入るといふ制度なわけですね。そんな制度を規約に載っけていて、そんなことはできないから、結局は話し合いで輪番制にしとこうということなわけですね。建前と中身が全然違うわけですよ、この規約そのものが。ですから、制度そのものはそういうことなわけですね、制度そのものはね。そんな矛盾した話はないなというふうに、本音と建前が全然違う規約をはなからつくっていくというふうに思います。

それからあと、本会議でも質疑がありましたけども、間接選挙ということなわけで、直接対応する後期高齢者の意思の反映という仕組みがこの規約にも全くないわけですが、実際に、高齢者の対象となる人たちのいろんな声が、この広域連合にどう反映させる仕組みができるのか、その点お尋ねしたいと思います。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 これもまだ案の段階でございますけど、後期高齢者の方の意見の反映ということでは、まず、新しい制度につきましては、各種申請の届け出等、窓口業務は当然市町村が担うことになっておりますから、窓口においては、当然さまざまの方のご意見、ご要望を受けて、その中で市民の声を伝えていくという制度の充実に向けたことは努力していきたいと思っております。

また、もう1点、規約の中にはございませんけど、今後、各市町村での議会での意見の集約の方法だとか、国保の運営協議会とか、検討会など、そのことを後期高齢者の規則とか何かに盛り込んでいったらどうかということも意見が出ておりますから、そのあたりのところで市民の方の意見を反映させる組織ができるんじゃないかと思っております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 各市町で議会等で意見集約したものを反映させるということですが、先ほども言いましたように、その定数は何市かで3ということですからね、犬山市の声が直接反映されるような場というのはないわけですね。この議員に言って、また出してもらおうという、要

するに間接的な対応にならざるを得ないだろうというふうに思います。

あと、反対に広域連合から各市町への報告の義務というのはどの程度のものが年度ごとに報告されるのか、そういったことは、この規約にもやっぱり入ってないと思うんですが、情報公開も含めて、そういった機能はどのように考えているのかお尋ねします。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 これ広域連合から市町村議会への報告義務というのは規定はつくっておりませんが、広域連合の事業の運営に当たっては、当然、広域連合と市町村との連絡会というようなものを設けまして、事業計画やら結果等、市町村との機密な相談・報告をやりながら進めていきたいということを思っています。ですから、広域連合の事務につきましても、適時市町村から議会に対して報告をしていきたいという予定でございます。

それから、情報公開の徹底ということでございますけども、これは広域連合設立時に情報公開条例を定めて、保有する情報を広く県民の方に公開していくということを今取り組んでいると聞いております。

本多委員長 東海委員。

東海委員 そういった連合の設置そのものについても、いろんな矛盾や欠陥があるということ、最初にも言いましたように、後期高齢者医療制度そのものが、本当にひどい悪法としか言いようがないということ指摘して質疑を終わります。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

福富委員。

福富委員 第93号議案の、この後期高齢者医療制度について配付していただいたときに、広域連合の準備委員会発足のときには、これこの1区ですか、定数3の中に春日井市、犬山市の中に、準備委員会の皆さんが、1人もこれ長という方、これ1区の中には入ってみえんように思うんですけど、大口町も、扶桑町も、江南市も入ってなかったんですけど、この準備委員というときには、どのように選考されたんですか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 これ、会長、副会長、顧問等につきましては、各市長会、町村会の会長をとという形で、お尋ねして、その会の長の方が出ているというのが現在の委員会の組織です。

本多委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第93号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第95号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 (第95号議案歳入説明)

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 (第95号議案歳入説明)

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第95号議案歳入説明）

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

加納福祉課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 加納福祉課長。

+ 加納福祉課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 鈴木健康推進課長。

鈴木健康推進課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 紀藤図書館長。

紀藤図書館長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 落合生涯学習課長。

落合生涯学習課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 兼松市民体育課長。

兼松市民体育課長（第95号議案歳出説明）

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 21ページですが、先ほど後期高齢者のところで、組織の財政負担について、ちょっと質疑し忘れましたのでということもありますが、ここでちょっと触れたいと思いますが、21ページの後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金ですが、10%、45%、45%の割合

で負担するということですが、この準備委員会の予算の総額と、それから今後連合ができた後の大体、連合の総額と、犬山市の負担がどの程度になるか。

本多委員長 兼松市民課長。

兼松市民課長 とりあえず、今年度、平成18年度の負担金につきましての総額は9,644万8,000円の負担総額に対しまして、人口割、高齢者割、均等割という形で求められております。

それから、平成19年度の今のところの予算で見えますと、歳出予算につきまして、今のところ、全体では4億4,938万円ということでございます。それで、その中で負担金としての総額の見込みでは4億1,937万9,000円の試算になっております。それに基づきまして計算してみますと、平成19年度につきましては、472万円の負担になります。平成20年度につきましては、今後また職員等の構成とか、いろいろと事務費等も変わってまいりますので、まだ試算はされておられません。

以上です。

本多委員長 東海委員。

東海委員 広域連合ができて、年額500万円近い負担をしないといけない、大変ですね。

次に、23ページ、一緒にお聞きしたいと思いますけども、23ページと40ページ、保育園の方の工事請負費と幼稚園の方の工事請負費の、幼保一体化で、看板をつけかえるということなんですが、どういう看板、要するに名称の看板をつくるのか、保育園と幼稚園についてお尋ねをします。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 名称変更に伴うものということで、現行、すべての保育園、それから幼稚園もそうですけれども、看板がついております。この看板のところに、うまくかぶせるような形で、ステンレス製のもので、エッチングということで、今ここに、ちょっと見にくいかもしれませんが、各園の状況に応じたもので、そして長くもつものということで、それから子どもたちのイメージも加味しまして、文字等もゴシック調でやわらかい感じで、そういうようなことで考えてはいます。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 名称でございますけれども、市立犬山幼稚園（犬山子ども未来園）というように検討をしております。また、大きさについては850掛ける350ぐらいでステンレス製ということで設置をしたいということでございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 保育園については、現在の看板に、要するに保育園とあるところに、子ども未来園をかぶせるということ考えていいのかどうかということですね。市立犬山幼稚園については、まるっきりつけかえることになるんですね。そうじゃないか、犬山市立幼稚園の下に、下かどっちかわかんけど、括弧して犬山子ども未来園というのを並列させて、その部分をつけるということでもいいのかどうか。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 保育園の方は、犬山市立、例えば城東第2保育園ですと、犬山市立城

東第2子ども未来園という看板が現行の物の上に、2カ所、それぞれの園によって大きさとも、今ついているものも違いますが、それぞれの状態に合わせて、より目立つようにということで、そういう状況で考えています。

本多委員長 小島庶務課長。

小島庶務課長 現在、幼稚園の場合に市立犬山幼稚園でございますけれども、新しく、一つは看板を設置したいということでございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 幼稚園については、幼稚園という名称が残って、未来園も加わるということで、本来の保育の役割ということであると、保育園については保育園という名称が何らかの形で残るといいがなという思いもあるわけですが、そういった考えは全くないのかどうかお尋ねします。

本多委員長 安藤こども未来課長。

安藤こども未来課長 これは、精査してまいりまして、保育園は保育園として、あくまでも充実をするということが目的ではございますが、やはりこういう子どもたちの時代背景を受けまして、すべての大人の人たちに子どもたちの未来の幸せを願ってほしいという願いを込めたものでありますし、これからどのような時代になっても、重要な保育業務、幼稚園業務というのは考えたいという視点で進めてまいりるためにも、こういう形でさせていただきたいというふうに考えております。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第95号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第96号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長 (第96号議案説明)

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第96号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第101号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤長寿社会課長。

伊藤長寿社会課長 (第101号議案説明)

本多委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、第101号議案に対する質疑を終わります。

続いて、諮問第2号及び諮問第3号を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

兼松市民課長。

兼松市民課長（諮問第2号、諮問第3号説明）

本多委員長 当局の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 質疑なしと認め、諮問第2号及び諮問第3号に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

暫時休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

再 開

午前11時19分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第88号議案を採決いたします。

犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第88号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第93号議案を採決いたします。

愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について、本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第95号議案を採決いたします。

平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、

+

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費）、9款教育費、本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第96号議案を採決いたします。

平成18年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第96号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第101号議案を採決いたします。

平成18年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、第101号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

人権擁護委員の推せんについて、本案は原案のとおりこれを適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任と決しました。

続いて、諮問第3号を採決いたします。

人権擁護委員の推せんについて、本案は原案のとおりこれを適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案のとおり適任と決しました。

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

再 開

午前11時26分 開議

+

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

最初に、3件の請願が継続審議となっております。請願第7号 市町村独自の私学助成の拡充を求める請願書と、それから請願第8号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書、それから請願第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書の三つ出ておりまして、それは継続となっております。これの審議をしたいと思いますが、いかが取り計らったらよろしゅうございますか、ご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 何度も言うようですが、ぜひ私学助成で私学に通う子どもたちに対する支援をしていくべきだと思うわけですが、請願第7号については、犬山市の予算措置が伴いますので、それでも当初の助成した対象に対して、現在3分の1程度に減らされてるわけですから、少なくとも、対象をもとに戻すように検討するべきだろうということで、ぜひ採択を求めるものでありますし、県と国に対しては意見書を出してほしいということですので、同意できるんじゃないかと、ぜひ採択すべきものというふうに主張します。

本多委員長 他にございませんか。

堀江委員。

堀江委員 東海委員の論議もよくわかりましたが、やはりその中で、自分とこの街のもありますので、やっぱり意見書を出すというからには、やっぱり自分とこの街は少なからうともそれにこたえるような形にしていけないかんと、予算措置もしていかなあかんとということにも関連しますので、いいなと思いつつも、ちょっと慎重に対応していただきたいなと思います。継続でひとつ、お願いしたいと思います。

本多委員長 他にご発言は。

山田委員。

山田委員 堀江委員のご意見と全く同感です。

本多委員長 住野委員。

住野委員 堀江委員と同様です。

本多委員長 福富委員。

福富委員 同じく、継続でお願いします。

本多委員長 お聞きのとおり、継続の意見が多数でございますから、継続ということで皆さんよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 では、そのようにさせていただきます。

続いて、本委員会に2件の請願が付託されております。

最初に、請願第11号でございます。紹介議員の説明は省略してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認め、紹介議員の説明は省略させていただきます。

請願第11号について、ご意見のある方はご発言を求めます。

東海委員。

東海委員 一般質問でも取り上げたんですが、私ども日本共産党が今取り組んでいるアンケ

ートで、前回と比べて相当数の子育て世代、20代、30代の声が多数寄せられてまして、子どもを育てていく上での財政的な支援、あるいは制度的な問題等々、ぜひ子育て支援をしてほしいという、総体的にそういった表現であるわけですけども、ぜひこの請願にこたえていくべきだというふうに思いますので、採択を願うものであります。

本多委員長 他にございませんか。

堀江委員。

堀江委員 先ほどとよく似た内容の話になるんですが、当然我々は子育て支援というのは、当然、今でもそうですが、やってきてる、そしてまた犬山市も特にそういう面では力を入れてきてるということは、未来を含めて、将来的な部分で考えてますから、十分そういう部分に関しては、我々の方も議員としても皆さん一生懸命その部分に関してやってる、自治体もそうやってるといふふうに感じております。ですから、そういう部分に関して、それをより拡充していくということもわかりますが、今順番に来てるといふ、階段上がってる状況ですから、十分これも現状を今までどおり見てくだされば、十分右上がりでやっとなと思しますので、このままいかせていただきたい。そんなふうで、先ほどの形と一緒にようなことで、皆さんにご理解いただきたいなと思っております。

本多委員長 意見が二つ出ましたが、その他、ございませんか。

山田委員。

山田委員 現在の流れも見ながらということで、継続で。

本多委員長 住野委員。

住野委員 堀江、山田両委員と同様でございます。

本多委員長 福富委員。

福富委員 継続でいいです。

本多委員長 請願第11号を継続審議に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、請願第11号は継続とすることに決しました。

続いて、請願第12号 尾張パークウェイの一部無料化と通学路の安全対策の早期実現に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の説明は省略してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声起る〕

本多委員長 異議なしと認め、紹介議員の説明は省略させていただきます。

請願第12号について、ご意見のある方はご発言を求めます。

福富委員。

福富委員 この尾張パークウェイですが、平成20年度に全面無料化になるということですので、やっぱり今、こうして出されても、平成20年度には無料化になることが県の方でも決まっておりますので、これも継続ということで私はいいいと思いますけど。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 もちろん、今、福富委員さんのお話は、平成20年度でなるという、それはわかっ

ておりますが、今回の小・中学校のPTA联合会の方から、こういう署名も含めて、たくさんの方がこういう通学路の安全対策ということを念頭に置いたものだと思いますので、こういう部分というのは、少なからずとも尊重していかないかんじゃないかなと、特別、犬山が財政を含めたことを、無責任な話ですが、伴うものではないので、こういうのは意見書を出していくということは、県に対して、平成20年の何月だかにはそういうことになりますが、僕はやっぱりPTA联合会、そういう下の方から来たということは、少なからずとも尊重していかないかかなと。そんなことで、特に紹介議員さんの方も、多くの議員さんが、私を含め、ここに見える住野委員、本多委員長もそうですが、紹介議員をやっていますので、そういう部分では、継続ではいかなものですか。

本多委員長 福富委員。

福富委員 結構ですけども、これを出しても、やっぱり県の方としても、平成20年に無料化になるということで、結論は県の方も出んと思うんですわ、これは。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 大体福富委員が言われるとおりだと思いますが、こういうのは、ここで継続にするより、やっぱりそこで県がご判断を、少なからずともしてきて、我々の方でこれは余り簡単に判断していくことは、こんだけの1,700名、まして犬山市の小・中学校のPTA联合会の方から出てるということで、これは少なからずとも、尊重していかなあかんじゃないかなと、そんなふうに思っておりますが、ほかの委員さんのお話も聞いていただきたいと思いますが。

本多委員長 他に発言ございませんか。

住野委員。

住野委員 請願の趣旨の中にも書いてありますように、通学路における児童・生徒の交通安全対策ということで、やはりこれは無視するわけにいかないということで、私は堀江委員に賛同する意見でございます。

本多委員長 東海委員。

東海委員 ちょっと内容的には、尾張パークウェイの一部無料化で、平日の午前6時から午前8時までを無料化してくれるように県関係機関に意見書を提出するというので、この請願書を受け取っていいのかどうか、ということで、確認しておきたいと思うんですけども、それで、やはりこのパークウェイの一部無料化について、民生文教委員会に出されてきているというのは、やはり子どもの通学時間帯での交通安全対策がつかんというか、それが目的ですので、私はやはりこのことは、取り上げていくべきじゃないかというふうに、請願を採択すべきじゃないかというふうに思っています。

平成20年4月から全面無料化になるわけですけども、ですから、意見書としては、1年前倒し、要するに平成19年4月1日から一部無料化をしてほしいという、目的はあくまでも児童・生徒の交通安全対策という目的で、平成19年4月1日より無料化にしてほしいというような意見書になるかなというふうに思うわけですけども、だから1年前倒しされるということですね。そういった方向で採択すべきだろうというふうに私は思うのと、それからもう一つは、この午前6時から午前8時までの2時間ということなんですけども、大体学校が始まる、

今始まる時間は8時半ぐらいで、要するに8時というと、まだ子どもたちは通学途中にあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、8時10分とか、15分とかね、学校に子どもたちが着くのが。午前6時から、通学時間という、午前7時ぐらいからになると思うんですけど、ですから、もう少し幅を持たせて、私は午前6時から午前9時までの3時間にしても、要するにそういった安全対策ということで余裕を持って考えると、9時までで意見書を出してもいいんじゃないかなというふうに、1年だけのことですからね。というふうに思っています。そういうふうにつけ加えて請願については、採択してもいいんじゃないかというふうに思います。

本多委員長 他にご発言は。

山田委員。

山田委員 基本的には採択をしてもいいと思ってるんですけども、ただ、私も附帯的な条件といいますが、地元の今井の区の考え方を考慮に入れる必要があるというふうに思っていて、というのは、県道の長洞犬山線整備に対して、区の考え方もあるもんですから、それとセットで考えていかないといかんだらうと。この無料化を前倒しすること、それから今の東海委員のお話の時間の問題も共感を持てる点だと思ってますので、そういう点を配慮するのと同時に、県道の長洞犬山線の考え方を含めていかないと、ちょっと区の方とのすれ違いになってもいかなという気もするんで、そこをちょっと配慮していただけたらなと思ってます。そういう上で、これは採択すべきじゃないかなと思います。

+ 本多委員長 他にございませんか。

福富委員。

福富委員 私も今ちょっと思ったんですけど、やっぱり今井というのがね、県と区との話し合いはどういうふうになっておったということも私は一度お尋ねしたい。またこの請願に1年前倒しの案でありますのんですけども、県としては、もう平成20年度からとなっておりますということで、多分出てこんと思うんですけども、これ紹介議員が、もうほとんど、13名ですね、なもんで、全議員でというようなことで、各派に働きかけられたのか、また、この紹介議員はどのようにこれ、今までこんなことなかったわけですけども、委員長、この請願に対して、私ちょっとお聞きしたい。

本多委員長 私は民生文教委員長としての教育関係の方で署名したわけですが、非常に皆さん関心持っていただきまして、地元の方の選出議員のところと、それから今までいろいろこの問題に対して随分前から、もう10年ぐらい前になるかもしれませんが、いろいろ陳情もされておりました、そして地元あるいは学校の教育の部長、課長、いろいろのお話も聞きまして、やはり1人ふえ、2人ふえと、ふえることは、あえて全員に行くのではなくて、地元中心にして、これを署名を集められたんじゃないかなと、こう思ってますが。

福富委員 ということなら、私は、犬山市議会として、県へ全面的に、平成20年と言わずに、平成19年になると思うんですけど、全面無料化を求めた方が私はよかったなと思うんですけど、平成20年と決まっておるのも、今の東海委員言われるように、1年前倒しで全面開放せよと言って、議長の名前でもいいですけども、出してもいいと、私は思ったわけです。この紹介議員が全員ですもんね、ほとんど13名というような、今までには例のない紹介議員です

もので、思ったわけですので、ちょっと言ったわけですけど、県として、この請願を平成20年ということをお私に強く言われると思ったもので、継続ということでも、そういう民生文教の委員長さんが、そういうことならば、これはぜひ賛成の方へ回らせていただきますので。

本多委員長 堀江委員。

堀江委員 実は、これ数年前ですか、岡議員さんの方からも、こういう質問を、一般質問の中で取り上げて、そこの中で、そのときは最終的には一部とか、そういう答えはなかったんですが、尾張パークウェイの無料開放みたいな話がありまして、それは結果として、今現在存在してあって、ですので、一部でも、そういう地元の方がそういうことを思うというふうでしたので、実際やったら、これ全議員さんの名前書いてもいいぐらいのもんですが、そこら辺を、僕もいろいろPTAの関係の人から頼まれてとかということもたくさんあると思います、これはPTA会長とか、そういう方から。ですので、皆さんの話聞くと、ちょこっとずつは、微調整は要るんだけど、応援していくというお話ですので、ただ今回、これというのが、向こうが出された部分だから、こっちが中身等も変更してもいいのかなどか。

本多委員長 暫時休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

再 開

午前11時49分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他にございませんか。

福富委員。

福富委員 この犬山市小・中学校PTA連合会の会長さん、高橋さんという、どこの学校ですか。

本多委員長 犬山南小学校です。

他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 討論を行います、討論省略でいいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 それでは、討論を省略いたします。

これより採決をいたします。

本多委員長 暫時休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

+

再 開  
午前11時53分 開議

本多委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより採決をいたします。

請願第12号を採択と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

本多委員長 異議なしと認めます。

よって、請願第12号を採択することに決しました。

続いて、陳情第11号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書を議題といたします。

ご発言を願います。

堀江委員。

堀江委員 聴き置くで。

本多委員長 他にございませんか。

東海委員。

東海委員 陳情についても、採択してはいけないということではありませんので、ぜひ先ほ  
どは子育て支援でしたけども、医療、介護、福祉という、どちらかという高齢者でもあ  
るし、障害者でもあるし、やっぱり弱者に光を当てるといいますか、そこを救済するという  
措置を考えていく上で、こういったものは採択すべきだろうというふうに思います。

本多委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

本多委員長 それでは、陳情第11号につきましては、聴き置くというのと、採択というものが  
両方出ましたが、一応、聴き置くというお話が出ましたが、これから入っていきますが、  
聴き置くに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

本多委員長 挙手多数。

よって、聴き置くということで陳情第11号につきましては、さよう決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了をいたしました。

本日は精力的にありがとうございました。これで委員会を閉じさせていただきます。

午前11時56分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

+

## 本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第 88号議案	犬山市印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部改正について	平 18.11.30	原案可決 (全員一致)	平18.12.1
第 93号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合の設 置について	"	原案可決 (賛成多数)	"
第 95号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第4号)	"	原案可決 (賛成多数)	"
第 96号議案	平成18年度犬山市国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第101号議案	平成18年度犬山市介護保険特別会計 補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
諮問第 2号	人権擁護委員の推せんについて	"	適任 (全員一致)	"
諮問第 3号	人権擁護委員の推せんについて	"	適任 (全員一致)	"
請願第 7号	市町村独自の私学助成の拡充を求め る請願書	平 18.9.13	継続審査	"
請願第 8号	愛知県の私学助成の拡充に関する意 見書の提出を求める請願書	"	継続審査	"
請願第 9号	国の私学助成の拡充に関する意見書 の提出を求める請願書	"	継続審査	"
請願第 11号	子育て支援施策の堅持・拡充を求め る請願書	平 18.11.30	継続審査	"
請願第 12号	尾張パークウェイの一部無料化と通 学路の安全対策の早期実現に関する 請願書	"	採択 (全員一致)	"
陳情第 11号	介護・福祉・医療など社会保障の施 策拡充についての陳情書	"	聴き置く	"

+

+